

公益財団法人岡山県スポーツ協会 成年選手強化事業 実施要項

1 目的

本県の競技スポーツの振興を図るため、牽引的な存在である成年選手の競技力の向上を図る。

2 主催

公益財団法人岡山県スポーツ協会 各競技団体

3 共催

岡山県

4 後援

岡山県教育委員会

5 対象競技団体

国体正式競技 4 1 競技団体

6 事業内容

国体成年選手及び候補選手を対象に、合宿・遠征等の選手強化事業及び研修会（一貫指導カリキュラムの普及・啓発を目的とした研修会）を実施する。

※海外遠征を計画する場合は、事前に公益財団法人岡山県スポーツ協会事務局と協議する。

- (1) 対象 競技団体により選考された選抜選手（チーム）
- (2) 実施主体 各競技団体
- (3) 内容 練習会・合宿・遠征費及び研修会費の補助

7 事業の実施期間

毎年度 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までとする。

8 補助対象経費

報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金

9 本事業実施手続き

本事業実施については、岡山県スポーツ協会競技力向上事業補助金交付要綱とそれに附則の別表 1 から別表 3 に定めるところで行うものとする。

附則

- 1. この要項は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2. この要項は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日（平成 2 4 年 4 月 1 日）から施行する。
- 3. この要項は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 4. この要項は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 5. この要項は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

公益財団法人岡山県スポーツ協会
ジュニア選手育成・強化事業 実施要項

1 目 的

本県の競技力を恒常的に維持・向上させるため、ジュニア年代からの一貫指導体制の中で系統的・継続的に選手を育成し、成年まで繋がる競技力の向上を図る。

2 主 催

公益財団法人岡山県スポーツ協会 各競技団体

3 共 催

岡山県

4 後 援

岡山県教育委員会

5 対象競技団体

国体正式競技 38 競技団体（軟式野球、クレー射撃、トライアスロンを除く）

6 事業内容

小学生から高校生までの長期的な視点に立った選手育成・強化を行うため、小・中・高校生の各年代や競技レベル・特性に応じて、効果的な練習会・合宿・遠征及び研修会（一貫指導カリキュラムの普及・啓発を目的とした研修会）を実施する。

※海外遠征を計画する場合は、事前に公益財団法人岡山県スポーツ協会事務局と協議する。

(1) 対 象 競技団体により選考された選抜選手（チーム）

(2) 実施主体 各競技団体

(3) 内 容 練習会・合宿・遠征費及び研修会費の補助

7 事業の実施期間

毎年度 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までとする。

8 補助対象経費

報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金

9 本事業実施手続

本事業実施については、岡山県スポーツ協会競技力向上事業補助金交付要綱とそれに附則の別表 1 から別表 3 に定めるところで行うものとする。

附 則

1. この要項は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2. この要項は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

3. この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

4. この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

5. この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

公益財団法人岡山県スポーツ協会
ハイパフォーマンス支援事業 実施要項

1 目 的

岡山県代表選手が試合当日に最高のパフォーマンスを発揮できるよう、スポーツ医科学等の知識と技術を持ったトレーナーを強化合宿や練習会及び国民体育大会等へ派遣し、応急処置やコンディショニングを行うことで、選手のより効果的なパフォーマンスの維持・向上を図ることを目的とする。

2 主 催

公益財団法人岡山県スポーツ協会 各競技団体

3 共 催

岡山県

4 後 援

岡山県教育委員会

5 対象競技団体

国体正式競技 4 1 競技団体

6 事業内容

各競技団体が実施する強化合宿や練習会及び国民体育大会等へトレーナーを派遣し、選手のサポートを行う。

7 トレーナー選任の条件

- (1) トレーナーとしての資格・資質を有し、競技団体が推薦する者。
- (2) 上記以外で特に競技団体から推薦のあった者。

8 事業実施期間

毎年度 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までとする。

9 補助対象経費

報償費、旅費

10 本事業実施手続

本事業実施については、岡山県スポーツ協会競技力向上事業補助金交付要綱とそれに附則の別表 1 から別表 3 に定めるところで行うものとする。

附則

- 1. この要項は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2. この要項は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。